

承認第5号

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会運営規則の一部改正に
ついて

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会運営規則の一部を改正する規則に
ついて、別紙のとおり定めたので報告するとともに、承認を求める。

令和8年7月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(提案理由)

本件は、京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例の一部改正に伴い、その施行日に合わせて京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会運営規則の一部改正を施行する必要があるが、委員会を招集する暇がないため、教育長による臨時代理により議決し、これを報告するとともに承認を求めるものである。

京田辺市教育委員会規則第 5 号

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会運営規則の一部を改正する規則

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会運営規則（令和 6 年京田辺市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京田辺市地域クラブ活動推進協議会運営規則

第 1 条中「京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例」を「京田辺市地域クラブ活動推進協議会設置条例」に、「京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会（）」を「京田辺市地域クラブ活動推進協議会（）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前	改正理由
京田辺市地域クラブ活動推進協議会運営規則 (趣旨) 第1条 この規則は、京田辺市地域クラブ活動推進協議会設置条例（令和6年京田辺市条例第17号）第9条の規定に基づき、京田辺市地域クラブ活動推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会運営規則 (趣旨) 第1条 この規則は、京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例（令和6年京田辺市条例第17号）第9条の規定に基づき、京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	条例改正に伴う 名称の変更

議案第 39 号

京田辺市立学校等施設使用規則の一部改正について

京田辺市立学校等施設使用規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める

。

令和 8 年 7 月 17 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(提案理由)

本件は、学校施設の使用に係る費用の負担について、一律に弁償しなければならない旨の規定を、使用者が負担することが適当と認める場合に限るよう改めるとともに、申請先及び使用許可又は不許可の通知に関する規定並びに様式を整備するほか、所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市立学校等施設使用規則の一部を改正する規則について

1 要旨

- (1) 第11条の見出しを「使用料及び費用の負担」に改め、同条ただし書を「使用者が負担することが適当と認める場合は、この限りでない。」に改めます。
- (2) 学校施設使用に係る申請及び使用許可又は不許可の通知に関する規定並びに様式を整備します。
- (3) 別記様式第3号の教示欄について、関係法令との整合を図るため、審査請求先の記載を適正化します。

2 趣旨

現行規則では、学校施設の使用に伴う費用について一律に弁償義務を課す規定となっていますが、実際には、本規則の対象となる施設利用は、放課後子ども教室、留守家庭児童会の公的な子育て・教育施策に係る活動のほか、自治会による地域行事、子ども会等による活動その他営利を目的としない活動が中心であり、これらについては公費負担の範囲内で対応してきたところです。

このため、使用に係る費用の負担については、実態に即して、使用者が負担することが適当と認める場合に限る規定に改めるものであり、これにより、今後開始される学校部活動の地域展開による利用も含め、従来の取扱いを原則として継続しつつ、承認された目的外の使用その他適正な管理運営を妨げる利用により、市に本来不要な費用負担が生じる場合には、必要に応じて使用者に負担いただくものです。

あわせて、学校施設使用に係る申請及び使用許可又は不許可の通知に関する規定並びに様式を整備するとともに、学校施設使用不許可通知書の教示欄について、関係法令との整合を図るため、所要の改正を行うものです。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行します。

京田辺市教育委員会規則第 号

京田辺市立学校等施設使用規則の一部を改正する規則（案）

京田辺市立学校等施設使用規則（昭和 28 年京田辺市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項後段を削り、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前条ただし書の場合において、学校施設使用の許可を受けようとする者は、使用日の 3 日前までに学校施設使用許可申請書（別記様式第 1 号）を当該学校長に提出しなければならない。

第 6 条中「本文」を削る。

第 7 条を次のように改める。

（使用許可又は不許可の通知）

第 7 条 教育長は、第 5 条第 1 項の規定による申請について使用の許可又は不許可を決定したときは、申請者に対して学校施設使用許可書（別記様式第 2 号）又は学校施設使用不許可通知書（別記様式第 3 号）を交付しなければならない。

- 2 学校長は、第 5 条第 2 項の規定による申請について使用の許可又は不許可を決定したときは、申請者に対して学校施設使用許可書（別記様式第 2 号）又は学校施設使用不許可通知書（別記様式第 3 号）を交付しなければならない。

第 11 条の見出しを「（使用料及び費用の負担）」に改め、同条ただし書中「使用による実費は、使用者が弁償しなければならない」を「使用者が負担することが適当と認める場合は、この限りでない」に改める。

別記様式第 1 号から別記様式第 3 号までを次のように改める。

別記

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

住 所(団体の場合は使用団体責任者)

氏 名

電話

(あて先)

学 校 施 設 使 用 許 可 申 請 書

京田辺市立 学校施設を下記によって使用したいので、京田辺市立学校等施設使用規則を守りますから許可くださるよう申請します。

- 1 使用する施設の名称及び数量(教室、講堂など具体的に)
- 2 使用日時 年 月 日 午前・後 時 分から
年 月 日 午前・後 時 分まで
- 3 使用目的(具体的に。)
- 4 参集者の種類及び人数
- 5 会費又は料金徴収の有無
- 6 参集者の取締方法及び会場の後始末方法
- 7 火気取締方法
- 8 その他(開催通知書プログラムその他参考書類添付)
- 9 使用期間中の責任者 住所
氏名

学校長意見欄

上記申請書の許可は、教育と管理上使用に支障^{ある}_{ない}ことを副申します。

支障ある場合の理由

京田辺市立 学校長



京田辺市教育委員会教育長 様

備考

- 1 第5条第1項の規定による申請の場合は、あて先を「京田辺市教育委員会教育長」とすること。
- 2 第5条第2項の規定による申請の場合は、あて先を「京田辺市立〇〇学校長」とすること。
- 3 学校長意見欄は、第5条第1項の規定による申請の場合に使用すること。

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

申請者住所

氏 名 様

印

学 校 施 設 使 用 許 可 書

年 月 日付申請による(目的)のための京田辺市立 学校を
年 月 日午前・午後 時 分から
使用する件を許可と決定し
年 月 日午前・午後 時 分まで
ましたので、通知します。

備考

- 1 第7条第1項の規定による許可の場合は、発信者を「京田辺市教育委員会教育長」とすること。
- 2 第7条第2項の規定による許可の場合は、発信者を「京田辺市立〇〇学校長」とすること。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

申請者住所

氏 名 様



学校施設使用不許可通知書

年 月 日付申請による（目的）のための京田辺市立 学校を
年 月 日午前・午後 時 分から 使用する申請の件は、下記
年 月 日午前・午後 時 分まで
の事由により不許可と決定しましたので、通知します。

記

1 事由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京田辺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考

- 1 第7条第1項の規定により教育長が不許可とする場合は、発信者を「京田辺市教育委員会教育長」と記載すること。
- 2 第7条第2項の規定により学校長が不許可とする場合は、発信者を「京田辺市立〇〇学校長」と記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京田辺市立学校等施設使用規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
(使用許可の申請) 第5条 学校施設使用の許可を受けようとする者は、使用日の1週間前までに学校施設使用許可申請書（別記様式第1号）を当該学校長を経て教育長に提出しなければならない。 2 前条ただし書の場合において、学校施設使用の許可を受けようとする者は、使用日の3日前までに学校施設使用許可申請書（別記様式第1号）を当該学校長に提出しなければならない。 3 委員会が学校施設を使用しようとするときは、前2項の規定にかかわらず当該学校長と協議するものとする。 (申請の副申) 第6条 学校長が前条第1項の申請書を受理したときは、事実を調査し、支障の有無等について意見を具し、直ちに教育長に送付しなければならない。 (使用許可又は不許可の通知) 第7条 教育長は、第5条第1項の規定による申請について使用の許可又は不許可を決定したときは、申請者に対して学校施設使用許可書（別記様式第2号）又は学校施設使用不許可通知書（別記様式第3号）を交付しなければならない。 2 学校長は、第5条第2項の規定による申請について使用の許可又は不許可を決定したときは、申請者に対して学校施設使用許可書（別記様式第2号）又は学校施設使用不許可通知書（別記様式第3号）を交付しなければならない。 (使用料及び費用の負担) 第11条 使用料は無料とする。ただし、使用者が負担することが適当と認める場合は、この限りでない。	(使用許可の申請) 第5条 学校施設使用の許可を受けようとする者は、使用日の1週間前までに学校施設使用許可申請書（別記様式第1号）を当該学校長を経て教育長に提出しなければならない。この場合において、前条ただし書の場合は、3日前までに学校長に提出しなければならない。 2 委員会が学校施設を使用しようとするときは、前項の規定にかかわらず当該学校長と協議するものとする。 (申請の副申) 第6条 学校長が前条第1項本文の申請書を受理したときは、事実を調査し、支障の有無等について意見を具し、直ちに教育長に送付しなければならない。 (使用許可の通知) 第7条 学校長が第5条第1項ただし書の申請書を受理したときは、その許可を決定し、申請者に対して学校施設使用許可書（別記様式第2号）又は学校施設使用不許可通知書（別記様式第3号）を交付しなければならない。 (使用料及び実費弁償) 第11条 使用料は無料とする。ただし、使用による実費は、使用者が弁償しなければならない。	申請手続の明確化に伴う改正 字句の整理、項の繰下げ 字句の整理 申請区分に応じた許可権限および通知事務の適正化に伴う改正 使用に伴う費用負担の実態との整合に伴う改正

京田辺市立学校等施設使用規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
別記様式第1号(第5条関係) 年 月 日 住所(団体の場合は使用団体責任者) 氏 名 電話 (あて先) 京田辺市教育委員会教育長 学校施設使用許可申請書 京田辺市立 学校施設を下記によって使用したいので、京田辺市立学校等施設使用規則を守りますから許可くださるよう申請します。 1 使用する施設の名称及び数量(教室、講堂など具体的に) 2 使用日時 年 月 日 午前・後 時 分から 午後・後 時 分まで 3 使用目的(具体的に。) 4 参加者の種類及び人数 5 会費又は料金徴収の有無 6 参加者の取締方法及び会場の後始末方法 7 火気取締方法 8 その他(開催通知書プログラムその他参考書類添付) 9 使用期間中の責任者 住所 氏名 学校長意見欄 上記申請書の許可は、教育と管理上使用に支障あることを副申します。 支障ある場合の理由 京田辺市教育委員会教育長 様 京田辺市立 学校長 備考 1 第5条第1項の規定による申請の場合は、あて先を「京田辺市教育委員会教育長」とすること。 2 第5条第2項の規定による申請の場合は、あて先を「京田辺市立〇〇学校長」とすること。 3 学校長意見欄は、第5条第1項の規定による申請の場合に使用すること。	別記様式第1号(第5条関係) 年 月 日 住所(団体の場合は使用団体責任者) 氏 名 電話 (あて先)京田辺市教育委員会教育長 学校施設使用許可申請書 京田辺市立 学校施設を下記によって使用したいので、京田辺市立学校等施設使用規則を守りますから許可くださるよう申請します。 1 使用する施設の名称及び数量(教室、講堂など具体的に) 2 使用日時 年 月 日 午前・後 時 分から 午後・後 時 分まで 3 使用目的(具体的に。) 4 参加者の種類及び人数 5 会費又は料金徴収の有無 6 参加者の取締方法及び会場の後始末方法 7 火気取締方法 8 その他(開催通知書プログラムその他参考書類添付) 9 使用期間中の責任者 住所 氏名 学校長意見欄 上記申請書の許可は、教育と管理上使用に支障あることを副申します。 支障ある場合の理由 京田辺市教育委員会教育長 様 京田辺市立 学校長 (注) 第5条第1項ただし書の場合は、あて名を学校長とする。	備考欄に説明を追記

京田辺市立学校等施設使用規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
様式第2号(第7条関係) 申請者住所 氏 名 様 年 月 日 学校施設使用許可書 年 月 日付申請による(目的)のための京田辺市立 学校を 年 月 日午前・午後 時 分から 使用する件を許可と決定し 年 月 日午前・午後 時 分まで ましたので、通知します。 備考 1 第7条第1項の規定による許可の場合は、発信者を「京田辺市教育委員会教育長」とすること。 2 第7条第2項の規定による許可の場合は、発信者を「京田辺市立〇〇学校長」とすること。	様式第2号(第7条関係) 年 月 日 京田辺市立 学校長 印 申請者住所 氏 名 様 学校施設使用の許可書 年 月 日申請による(目的)のための京田辺市立 学校を 午前・後 時 分から 使用する申請の件を許可します。 午前・後 時 分まで	備考欄に説明を追記

京田辺市立学校等施設使用規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由								
様式第3号（第7条関係） 申請者住所 氏 名 様 年 月 日 印 学校施設使用不許可通知書 年 月 日付申請による（目的）のための京田辺市立 学校を 年 月 日午前・午後 時 分から 使用する申請の件は、下記 年 月 日午前・午後 時 分まで の事由により不許可と決定しましたので、通知します。 記 1 事由 (教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京田辺市長に対して審査請求をすることができず。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができず。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決がなかったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができず。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくならず。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 備考 1 第7条第1項の規定により教育長が不許可とする場合は、発信者を「京田辺市教育委員会教育長」と記載すること。 2 第7条第2項の規定により学校長が不許可とする場合は、発信者を「京田辺市立〇〇学校長」と記載すること。 <tr><td> 様式第3号（第7条関係） 申請者住所 氏 名 様 年 月 日 印 学校施設使用不許可通知書 年 月 日付申請による（目的）のための京田辺市立 学校 年 月 日午前・午後 時 分から 使用する申請の件は、下記 年 月 日午前・午後 時 分まで 下記の事由により許可し難いから通知致します。 記 1 事由 (教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京田辺市教育委員会に対して審査請求をすることができず。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができず。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決がなかったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができず。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくならず。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 <tr><td>備考</td><td></td><td></td></tr><tr><td>1 第7条第1項の規定により教育長が不許可とする場合は、発信者を「京田辺市教育委員会教育長」と記載すること。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 第7条第2項の規定により学校長が不許可とする場合は、発信者を「京田辺市立〇〇学校長」と記載すること。</td><td></td><td></td></tr></td></tr>	様式第3号（第7条関係） 申請者住所 氏 名 様 年 月 日 印 学校施設使用不許可通知書 年 月 日付申請による（目的）のための京田辺市立 学校 年 月 日午前・午後 時 分から 使用する申請の件は、下記 年 月 日午前・午後 時 分まで 下記の事由により許可し難いから通知致します。 記 1 事由 (教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京田辺市教育委員会に対して審査請求をすることができず。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができず。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決がなかったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができず。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくならず。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 <tr><td>備考</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1 第7条第1項の規定により教育長が不許可とする場合は、発信者を「京田辺市教育委員会教育長」と記載すること。</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2 第7条第2項の規定により学校長が不許可とする場合は、発信者を「京田辺市立〇〇学校長」と記載すること。</td><td></td><td></td></tr>	備考			1 第7条第1項の規定により教育長が不許可とする場合は、発信者を「京田辺市教育委員会教育長」と記載すること。			2 第7条第2項の規定により学校長が不許可とする場合は、発信者を「京田辺市立〇〇学校長」と記載すること。		
様式第3号（第7条関係） 申請者住所 氏 名 様 年 月 日 印 学校施設使用不許可通知書 年 月 日付申請による（目的）のための京田辺市立 学校 年 月 日午前・午後 時 分から 使用する申請の件は、下記 年 月 日午前・午後 時 分まで 下記の事由により許可し難いから通知致します。 記 1 事由 (教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京田辺市教育委員会に対して審査請求をすることができず。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができず。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決がなかったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができず。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくならず。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 <tr><td>備考</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1 第7条第1項の規定により教育長が不許可とする場合は、発信者を「京田辺市教育委員会教育長」と記載すること。</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2 第7条第2項の規定により学校長が不許可とする場合は、発信者を「京田辺市立〇〇学校長」と記載すること。</td><td></td><td></td></tr>	備考			1 第7条第1項の規定により教育長が不許可とする場合は、発信者を「京田辺市教育委員会教育長」と記載すること。			2 第7条第2項の規定により学校長が不許可とする場合は、発信者を「京田辺市立〇〇学校長」と記載すること。			
備考										
1 第7条第1項の規定により教育長が不許可とする場合は、発信者を「京田辺市教育委員会教育長」と記載すること。										
2 第7条第2項の規定により学校長が不許可とする場合は、発信者を「京田辺市立〇〇学校長」と記載すること。										

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市立学校施設開放条例(令和7年京田辺市条例第31号)に基づき京田辺市立学校施設(以下「学校施設」という。)を使用する場合を除き、学校施設の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「学校施設」とは、学校の建物その他工作物及び土地(学校のため貸借権、使用貸借による権利その他当該工作物又は土地を使用する権利が設定されているものを含む。)をいう。

(使用禁止)

第3条 学校施設は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用させることができない。

- (1) 公の支配に属しない慈善、教育及び博愛の事業と認められる場合
- (2) 宗教上一宗一派による宗教的宣教を目的とすると認められる場合
- (3) 一党一派による党派的政治的活動と認められる場合(公職選挙法(昭和25年法律第100号)に定めのある場合を除く。)
- (4) 営利を目的とすると認められる場合
- (5) 公益に反するおそれがあると認められる場合
- (6) その他教育長又は学校長において教育上支障があると認められる場合

(使用の許可)

第4条 使用の許可は、教育長が行う。ただし、当日限りの使用については、学校長が許可することができる。

(使用許可の申請)

第5条 学校施設使用の許可を受けようとする者は、使用日の1週間前までに学校施設使用許可申請書(別記様式第1号)を当該学校長を経て教育長に提出しなければならない。この場合において、前条ただし書の場合は、3日前までに学校長に提出しなければならない。

2 委員会が学校施設を使用しようとするときは、前項の規定にかかわらず当該学校長と協議するものとする。

(申請の副申)

第6条 学校長が前条第1項本文の申請書を受理したときは、事実を調査し、支障の有無等について意見を具し、直ちに教育長に送付しなければならない。

(使用許可の通知)

第7条 学校長が第5条第1項ただし書の申請書を受理したときは、その許可を決定し、申請者に対して学校施設使用許可書(別記様式第2号)又は学校施設使用不許可通知書(別記様式第3号)を交付しなければならない。

(使用許可の取消し)

第8条 使用を許可したのち、教育長又は学校長が支障があると認めたとき及び申請に不実又は不備があると認めたときは、その許可を取消し、又は使用を停止させることができる。

(使用の時限)

第9条 使用の時限は、午前9時から午後10時までとする。

(入場人員の制限等)

第10条 教育長又は学校長は、使用の許可に際し入場人員を制限し、又は必要な施設を命ずることができる。

2 使用中は、当該学校の職員のほか、教育委員会事務局職員の指示に従わなければならない。

(使用料及び実費弁償)

第11条 使用料は無料とする。ただし、使用による実費は、使用者が弁償しなければならない。

(損害の弁償)

第12条 使用により建造物又は備品その他の物件を滅失又は破損したときは、使用者は教育長の裁定する額を弁償しなければならない。

(使用後の整理)

第13条 使用者は使用を終ったときには、備品その他物件を整備して室の内外を清掃し火気の始末を確めたのち、検査を受けなければならない。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度教育長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年11月30日規則第33号)

この規則は、平成6年12月1日から施行する。

附 則(平成9年1月13日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年6月10日教委規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年8月20日教委規則第7号)

この規則は、令和3年8月23日から施行する。

附 則(令和8年1月23日教委規則第3号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

年 月 日

住 所(団体の場合は使用団体責任者)

氏 名

電話

(あて先)京田辺市教育委員会教育長

学 校 施 設 使 用 許 可 申 請 書

京田辺市立 学校 施設を下記によって使用したいので、京田辺市立学校等施設使用規則を守りますから許可くださるよう申請します。

1 使用する施設の名称及び数量(教室、講堂など具体的に)

2 使用日時 年 月 日 午前・後 時 分から
午前・後 時 分まで

3 使用目的(具体的に。)

4 参集者の種類及び人数

5 会費又は料金徴収の有無

6 参集者の取締方法及び会場の後始末方法

7 火気取締方法

8 その他(開催通知書プログラムその他参考書類添付)

9 使用期間中の責任者 住所
氏名

上記申請書の許可は、教育と管理上使用に支障^{ある}ないことを副申します。

支障ある場合の理由

京田辺市立 学校長



京田辺市教育委員会教育長 様

(注) 第5条第1項ただし書の場合は、あて名を学校長とする。

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

京田辺市立 学校長



申請者住所

氏 名 様

学 校 施 設 使 用 の 許 可 書

年 月 日申請による(目的)のための京田辺市立 学校 を 月
午前・後 時 分から使用する申請の件を許可します。
日 午前・後 時 分まで

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

申請者住所

氏 名

様

京田辺市立

学校長



学校施設使用不許可通知書

年 月 日付申請による(目的)のための京田辺市立 学校
午前・午後 時 分から
を 月 日 午前・午後 時 分まで 使用する申請の件は、

下記の事由により許可し難いから通知致します。

記

1 事由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京田辺市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として(訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

議案第40号

京田辺市地域クラブ活動推進協議会委員の委嘱等について

京田辺市地域クラブ活動推進協議会設置条例（令和6年京田辺市条例第17号）第3条の規定により、別紙の者を京田辺市地域クラブ活動推進協議会委員に委嘱、又は任命したいので、教育委員会の議決を求める。

令和8年7月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市地域クラブ活動推進協議会の委員の任期が令和8年8月6日付で満了となるため、別紙の者を委嘱し、又は任命したいので、提案するものである。

任期は、令和8年8月7日から令和10年6月30日まで。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
学識経験を有する者	竹 田 正 樹	同志社大学教授
文化・スポーツ関係団体の役員	山 際 雅 詩	一般社団法人京田辺市文化協会理事長
文化・スポーツ関係団体の役員	岡 嶋 一 晃	NPO 法人京田辺市スポーツ協会理事長
京田辺市立中学校に通学する生徒の保護者	中 川 綾	京田辺市 P T A 連絡協議会委員

任命する者

京田辺市立中学校の教職員	森 本 克 美	京田辺市立大住中学校長
京田辺市立中学校の教職員	松 下 まどか	京田辺市立培良中学校教諭
京田辺市立中学校の教職員	横 井 秀 平	京田辺市立田辺中学校教諭
文化・スポーツ振興担当課長	坂 本 健 二	京田辺市市民部文化・スポーツ振興課長

参 考 資 料

京田辺市地域クラブ活動推進協議会 委員名簿

氏 名	委員の構成	任 期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
竹田 正樹	教育に関する学識経験を有する者 (同志社大学教授)	R8.8.7～ R10.6.30	委嘱	再任	
山際 雅詩	文化・スポーツ関係団体の役員 (一般社団法人京田辺市文化協会 理事長)	R8.8.7～ R10.6.30	委嘱	再任	
岡嶋 一晃	文化・スポーツ関係団体の役員 (NPO 法人京田辺市スポーツ協会 理事長)	R8.8.7～ R10.6.30	委嘱	再任	
中川 綾	京田辺市立中学校に通学する生徒 の保護者 (京田辺市 PTA 連絡協議会委員)	R8.8.7～ R10.6.30	委嘱	新任	
森本 克美	京田辺市立中学校の教職員 (京田辺市立大住中学校校長)	R8.8.7～ R10.6.30	任命	再任	
松下 まどか	京田辺市立中学校の教職員 (京田辺市立培良中学校教諭)	R8.8.7～ R10.6.30	任命	再任	
横井 秀平	京田辺市立中学校の教職員 (京田辺市立田辺中学校教諭)	R8.8.7～ R10.6.30	任命	再任	
坂本 健二	文化・スポーツ振興担当課長 (京田辺市市民部文化・スポーツ 振興課長)	R8.8.7～ R10.6.30	任命	再任	

○京田辺市地域クラブ活動推進協議会設置条例

令和6年6月27日

条例第17号

(設置)

第1条 学校と地域との連携・協働による学校部活動の地域展開に向けた取組及び地域クラブ活動の在り方について検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に京田辺市地域クラブ活動推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 学校部活動の地域展開の推進に関すること。
- (2) 地域クラブ活動の在り方に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 3 教育委員会は、欠員が生じた場合は、新たな委員を委嘱し、又は任命することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が委嘱され、又は任命されるまでの間はその職務を行うことができる。

- 2 前条第3項の規定により新たに委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、教育長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密保持義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年7月2日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会設置条例第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命されている委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命された委員とみなす。

(任期の特例)

- 3 この条例の施行後、初めて委嘱され、又は任命される委員の任期は、改正

後の第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から令和10年6月30日までとする。

議案第 4 1 号

京田辺市立学校健康管理医の委嘱について

京田辺市立学校健康管理医設置要綱第 2 条の規定により、別紙の者を京田辺市立学校健康管理医に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 7 月 1 7 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(提案理由)

本件は、別紙の者を京田辺市立学校健康管理医に委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 3 1 日まで。

別紙

委嘱する者

区 分	氏 名	担当学校名
健康管理医	上村 学	草内小学校

学校健康管理医名簿

※R 8. 9. 1時点

担当学校名	氏 名	任 期	医 療 機 関 名
大住小学校	澤井 公和	R 8. 4. 1～R 9. 3. 3 1	さわい内科医院
田辺小学校	飴野 弘之	R 8. 4. 1～R 9. 3. 3 1	医療法人社団翔裕会 あめの医院
草内小学校	上村 学	R 8. 9. 1～R 9. 8. 3 1	うえむら内科医院
普賢寺小学校	岡本 祐之	R 8. 4. 1～R 9. 3. 3 1	医療法人おかもと医院
田辺東小学校	中所 英樹	R 8. 4. 1～R 9. 3. 3 1	ちゅうしょクリニック
松井ヶ丘小学校	伊原 隆史	R 8. 4. 1～R 9. 3. 3 1	医療法人新生会 伊原内科医院
松井ヶ丘小学校	濱口 賢子	R 8. 4. 1～R 9. 3. 3 1	浜口キッズクリニック
薪小学校	新田 昌稔	R 8. 4. 1～R 9. 3. 3 1	医療法人新田クリニック
桃園小学校	八木 公美代	R 8. 4. 1～R 9. 3. 3 1	医療法人八木医院
大住中学校	寺島 隆平	R 8. 4. 1～R 9. 3. 3 1	医療法人翔隆会 寺島クリニック
培良中学校	石丸 寿美子	R 8. 4. 1～R 9. 3. 3 1	医療法人社団石錠会 三山木中央クリニック

産業医名簿

担当学校名	氏 名	任 期	医 療 機 関 名
三山木小学校	西村 完生	R 4. 1 1. 1～R 9. 3. 3 1	西村外科医院
田辺中学校	山田 栄治	R 8. 4. 1～R 1 3. 3. 3 1	山田医院

京田辺市立学校健康管理医設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、京田辺市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に勤務する教職員の健康管理体制の強化を図るため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第13条の2第1項に規定する医師（以下「健康管理医」という。）を学校に設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 健康管理医は、産業医を設置している学校以外の学校に置く。

2 健康管理医は、各学校の学校医のうちから、本人の同意を得て、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 健康管理医の任期は、1年とする。ただし、補欠の健康管理医の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務内容)

第4条 健康管理医は、校長からの要請に基づき、医学に関し専門知識を必要とする次に掲げる職務を行う。

(1) 法第66条の8第1項に規定する医師による面接指導

(2) 法第66条の10第3項に規定する医師による面接指導

2 健康管理医は前項各号に規定するもののほか、教職員の健康管理に関し、勤務する学校の校長、法第12条の2に規定する衛生推進者及び教職員に対して、指導し、又は助言することができる。

(記録)

第5条 健康管理医は、職務を行ったときは、その結果を教育委員会が指定する教職員の健康管理に関する記録表に記録し、校長に提出するものとする。

2 校長は、記録表を5年間保存するものとする。

(秘密の保持)

第6条 健康管理医は、その職務の遂行に当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、健康管理医の設置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年8月1日から施行する。

(特例措置)

- 2 令和6年度に限り、第3条の規定の適用については、同条中「1年」とあるのは「令和6年8月1日から令和7年3月31日まで」とする。